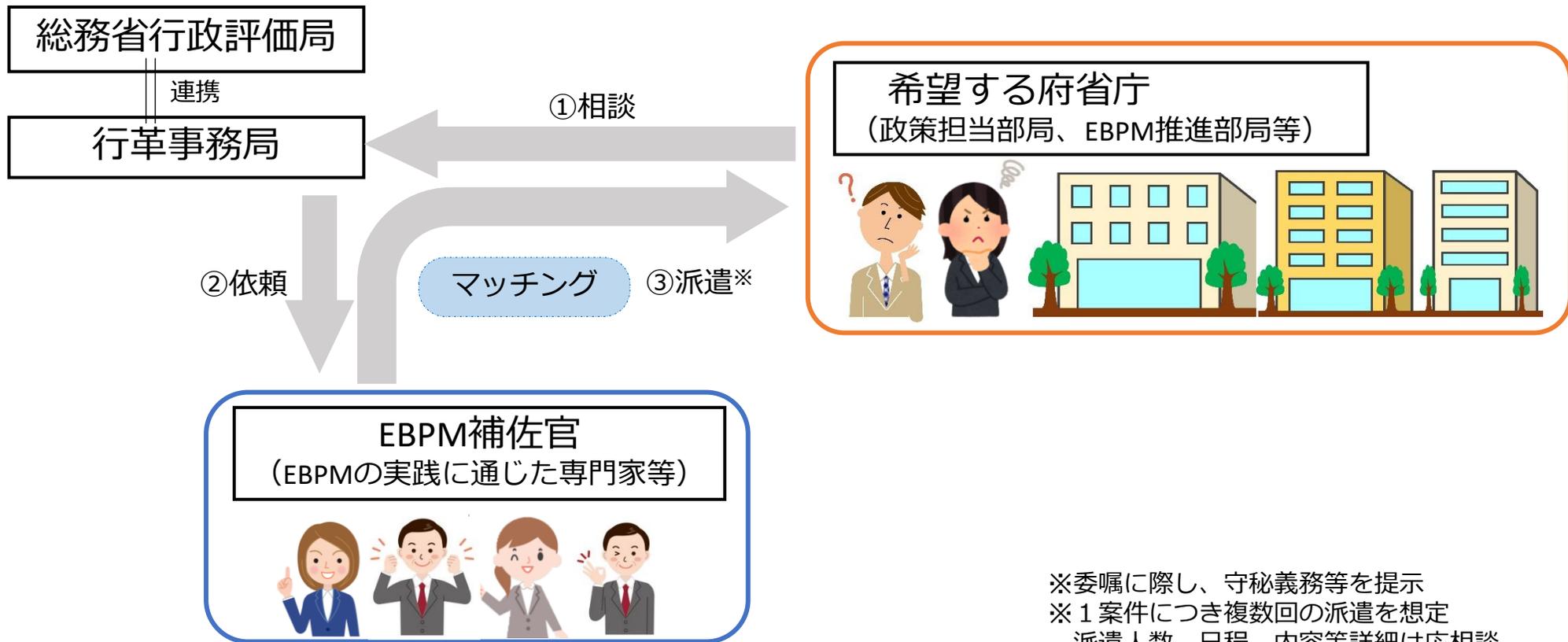


# EBPM補佐官派遣制度 概要

- 行政（霞が関）全体で、機動的で柔軟な政策形成・評価の実践を積み重ね、定着することを目的とし、希望する府省庁に専門家等を派遣し、各種相談対応や助言等を行う（令和4年度より運用開始）。
- 具体的には、行革事務局は、総務省行政評価局と連携し、EBPMの実践に有用な専門的かつ実践的な知見・経験を有する専門家等をEBPM補佐官としてプールし（任期は原則2年）、府省庁の政策担当部局、EBPM推進部局等からの相談依頼に応じて派遣し、各種相談対応や助言等を行い、機動的で柔軟な政策形成・評価の実践を支援する。



※委嘱に際し、守秘義務等を提示  
※1案件につき複数回の派遣を想定  
派遣人数、日程、内容等詳細は応相談